

回覧

木造住宅の**無料耐震診断事業** をおこなっています！

対象となる住宅は？

昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅が対象となります。

※店舗併用住宅の場合は、延べ面積の過半以上が住宅の用に供されているもの、となります。

※木造住宅でも、大臣等の特別な認定を得た工法による住宅等は対象にならない場合がございます。

だれが診断するの？

「岐阜県木造住宅耐震相談士」とよばれる専門家がご自宅へ耐震診断に伺います。

「岐阜県木造住宅耐震相談士」とは岐阜県内の建築士事務所に所属する建築士で、「木造住宅耐震相談士養成講習」を受け岐阜県に登録された専門家をいいます。

申し込み手続きは**カンタン**です！ぜひ申し込みください！
今年度の申し込み期限は**令和5年12月4日(月)17時まで**

※. ただし、申し込み期限前でも予算がなくなり次第終了させていただく場合がございます。

申し込み方法は？

羽島市役所建設部都市計画課建築管理室（市役所本庁舎2階）の窓口まで来所ください。

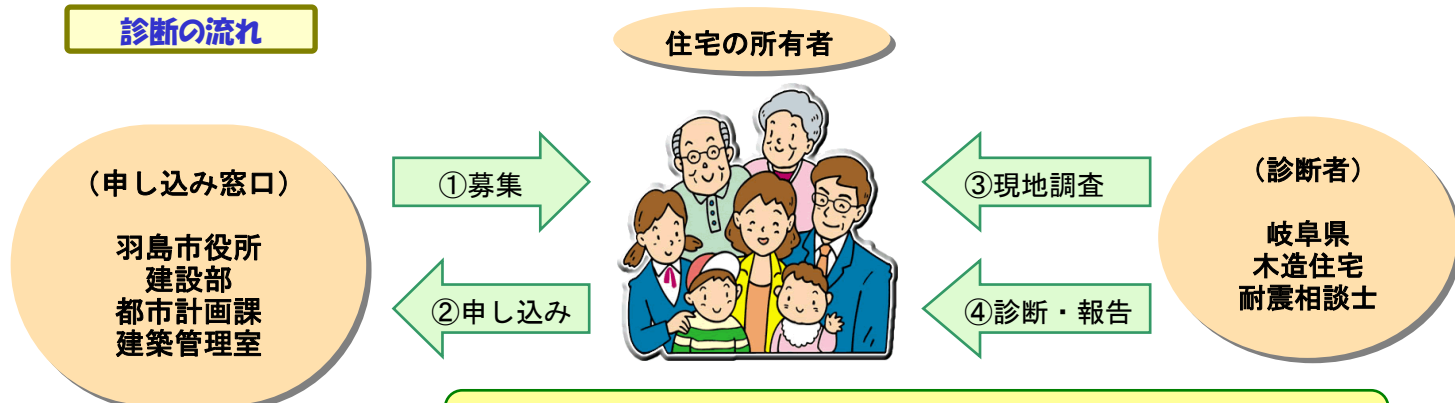
なお、来所の際には、建築時期のわかる書類を持参ください。

建築時期がわかる書類とは、市役所市民部税務課より毎年送らせていただいております「固定資産税・都市計画税 納税通知書」等のことです。

注意事項

- ・無料耐震診断事業には一定の条件があります。
- ・条件に合致しない場合は、申し込みをお断りさせていただく場合がございます。

診断の流れ



事業の詳細・申し込みは下記までお気軽にお問い合わせください。
羽島市役所建設部都市計画課建築管理室（市役所本庁舎2階）
電話番号：058-392-1111（内線2134）

（裏面もご覧下さい）

木造住宅耐震改修工事補助事業のご案内

事業概要

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震対策を支援するため、岐阜県に登録された「岐阜県木造住宅耐震相談士」が耐震診断を実施し、その耐震診断結果に基づき耐震改修工事を行う木造住宅等の所有者に、国・県・市がその事業に要する費用の一部を補助します。

申込期間

令和5年7月31日（月）から令和5年8月21日（月）までを受付期間とし、受付期間中に予算件数を上回った場合は抽選で決定します。なお、受付期間内に予算件数に満たない場合は令和5年12月4日（月）まで先着順で受付します。※予算件数は1件

対象となる木造住宅等 ※原則、対象となる住宅の所有者が補助対象者となります。

羽島市内の木造の一戸建て住宅、長屋住宅又は共同住宅（一部の店舗併用住宅を含む）で、昭和56年5月31日以前に着工されたもの及び同日において工事中であったもの。

※店舗併用住宅の場合は、延べ面積の過半以上が住宅の用に供されているもの

※賃貸住宅（長屋住宅及び共同住宅）は、居住者の承諾を得ているもの

対象となる耐震改修工事 ※令和6年2月中旬までに完了する工事が対象です。

①又は②のいずれかの要件を満たす耐震改修工事が補助対象

①耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満木造住宅で、上部構造評点が1.0以上となる耐震改修工事

②耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満木造住宅で、上部構造評点が0.7以上となる耐震改修工事

※詳細につきましては、羽島市ホームページ及び下記のお問い合わせ先にてご確認ください。

補助金の額

上部構造評点	耐震工事費120万円以内	耐震工事費120万円超え	補助金限度額
1.0以上の改修 (一般補強)	対象工事費の61.5%	対象工事費の11.5% +60万円	101万1千円
0.7以上の改修 (簡易補強)	対象工事費の61.5%	対象工事費の11.5% +60万円	84万円

※木造住宅以外の震診断補助事業につきましても、上記申込期間内に先着順で受付を行っておりますので、詳細につきましては羽島市ホームページ及び下記お問い合わせ先にてご確認ください。

事業の詳細・申し込みは下記までお気軽にお問い合わせください。
羽島市役所建設部都市計画課建築管理室（市役所本庁舎2階）
電話番号：058-392-1111（内線2134）

（裏面もご覧下さい）